

## 徴収猶予の特例制度（根拠法令：地方税法附則第 59 条）

※こちらの制度は令和 3 年 2 月 1 日（月曜日）をもって申請の受付を終了しました。

### 【制度の概要】

条件	以下の①②をいずれも満たす方が対象となります。 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等に係る収入（給与や売上）が前年同期に比べて概ね 20%以上減少している場合 ②一時に納付し、又は納入を行うことが困難な場合
対象となる都税	令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する全ての都税 （自動車税環境性能割、狩猟税等を除く）
猶予期間	納期限から最長 1 年間 ※ただし、予定中間申告による法人住民税・法人事業税等は、確定申告書の提出期限までの期間
申請期限	納期限まで （ただし、令和 2 年 2 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までに納期限が到来する都税については、令和 2 年 6 月 30 日が申請期限となります。） ※令和 3 年 2 月 1 日（月）が最終の申請期限となります。

※延滞金は全額免除、担保は不要となります。